

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 1 月24日
【会社名】	黒田電気株式会社
【英訳名】	KURODA ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 細川 浩一
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区木川東 4 丁目11番 3 号
【電話番号】	06(6303) - 1300(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役第一・二管理本部長 森 安伸
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井 5 丁目17番 9 号
【電話番号】	03(5764) - 5500(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役第一・二管理本部長 森 安伸
【縦覧に供する場所】	黒田電気株式会社 東京本社 (東京都品川区南大井 5 丁目17番 9 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、米国ニューヨーク州において下記の通りSamsung Electronics Co., Ltd.より仲裁を申し立てられましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該仲裁の申立があった年月日

平成28年12月22日（当社への申立書送達日 平成29年1月5日）

(2)当該仲裁申立の場所等

場所	米国ニューヨーク州
仲裁ルール	国際商業会議所仲裁規則
準拠法	米国ニューヨーク州法

(3)当該仲裁を申し立てた者

名称	Samsung Electronics Co., Ltd.（以下「Samsung」という。）
所在地	416, Maetan-3-Dong, Youngtong-Gu, Suwon-Si, Gyunggi-Do, Korea, 447-742
代表者の氏名	Vice Chairman & CEO Oh-Hyun Kwon

(4)当該仲裁申立の経緯および内容

当社は、液晶パネルメーカーが製造したテレビセット製造用液晶パネル（以下「当該製品」という。）をSamsungに供給していましたが、当該メーカーがSamsung向けの当該製品の供給を突然停止したことに伴い、Samsungが被る損害について、当社を含む被申立人ら3社に対して、今般仲裁を申し立てられたものです。

(5)損害賠償請求の申立金額

4億29百万米ドル

(6)今後の見通し

当社は、今後の仲裁手続きを通じて、取引の経緯、関連する事実等に基づき、当社の正当性を主張してまいります。なお、当該仲裁申立が当社の業績に与える影響等は現段階では無いものと考えておりますが、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。